

学校法人平安学園 中城ひらやすこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、本園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. 設置方法

学校法人平安学園 幼保連携型認定こども園

2. 運営主体

名称	学校法人 平安学園
所在地	中頭郡中城村字登又 346 番地
電話番号	098-895-6655
代表者氏名	理事長 平安 勝子

3. 利用施設

施設の種類	特定教育・保育施設 幼保連携型認定こども園																																									
施設の名称	中城ひらやすこども園																																									
施設の住所	中頭郡中城村字当間 595 番地																																									
連絡先	電話番号 098-943-7618 FAX 098-943-7620 ホームページ https://www.hirayasukodomo.com/																																									
管理者	理事長 平安 勝子																																									
対象児童	中城村と周辺地域において、教育、保育を必要とする0歳～就学前までの子ども。																																									
利用定員	<table border="1"><thead><tr><th>認定区分</th><th>0歳</th><th>1歳</th><th>2歳</th><th>3歳</th><th>4歳</th><th>5歳</th><th>小計</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>1号認定</td><td></td><td></td><td></td><td>5人</td><td>5人</td><td>5人</td><td>15人</td><td rowspan="4">188人</td></tr><tr><td>2号認定</td><td></td><td></td><td></td><td>35人</td><td>45人</td><td>45人</td><td>125人</td></tr><tr><td>3号認定</td><td>12人</td><td>12人</td><td>24人</td><td></td><td></td><td></td><td>48人</td></tr></tbody></table>								認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	合計	1号認定				5人	5人	5人	15人	188人	2号認定				35人	45人	45人	125人	3号認定	12人	12人	24人				48人
認定区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	合計																																		
1号認定				5人	5人	5人	15人	188人																																		
2号認定				35人	45人	45人	125人																																			
3号認定	12人	12人	24人				48人																																			
開設年月日	令和5年4月1日																																									

4. 設置の目的

本園は、幼保連携型認定こども園として、3歳未満児の保育・教育及び、3歳以上の子どもに対する義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての保育・教育を一体的に行い、心身の発達にふさわしい環境を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。

5. 運営方針

本園は中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条約(平成26年12月1日条例第15号)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、子育て支援法(平成24年法律第65号)及び認定こども園法、その他関係法令等に基づいて、質の高い幼児教育・保育を行うものとします。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、下記の運営方針による保育を行います。

- (1) 幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に邁進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭と密な連携を取り、子どもの状況や発達の過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 園児の属する家庭や地域などの様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 子どもの国籍、信条、社会的身分等によって差別的取り扱いをせず、特別の支援を要する家庭の子どもに十分な配慮をもって運営します。

6. 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	6, 682. 14 m ²
	園 庭	1, 493. 47 m ²
園 舎	構 造	R C 造(一部鉄骨造)
	延べ面積	2, 204. 47 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	1室	詩組（0歳児クラス）1階
乳児室	2室	夢組（1歳児クラス）1階
保育室	8室	虹1組・虹2組（5歳児クラス）2階 奏1組・奏2組（4歳児クラス）2階 心1組・心2組（3歳児クラス）2階 花1組・花2組（2歳児クラス）1階
	1室	パソコン 英会話クラス兼用
	1室	アトリエ 課外クラス兼用
遊戯室・ランチルーム	1室	2階
調理室	1室	2階
医務室	2室	事務所内
事務所	1室	1階
休憩室	1室	1階
更衣室	2室	1階
ALO ALO TERRACE(多目的室)	1室	1階

7. 職員の設置状況

(1) 職種・員数

職 種	員 数	備 考
理事長	1名	

統括園長	1名	同法人平安幼稚園と兼務
副園長	1名	
主幹教諭	2名	
保育教諭	15名以上	
保育士	若干名	
看護師	1名	
栄養士	1名	嘱託
調理師	4名以上	
事務員	3名	
運転手兼用務員	1名	
学校医	1名	嘱託
学校歯科医	1名	嘱託
学校薬剤師	1名	嘱託
英会話講師	1名	非常勤
幼児ヨガ講師	1名	非常勤
絵画講師	1名	非常勤
フラッグフットボール兼 アスリートクラス講師	1名	非常勤
教育演劇講師	1名	非常勤
かがく講師	1名	非常勤

(2) 勤務時間帯

職種	勤務時間帯
理事長	7:00~18:00
統括園長	7:00~19:00
副園長	7:00~19:00
主幹保育教諭	7:00~19:00
保育教諭・保育士	7:00~19:00
看護師	7:00~18:00
調理師	7:30~17:30
事務員	8:00~18:00
運転手兼用務員	7:00~16:00
学校医	
学校歯科医	
学校薬剤師	
英会話講師	9:30~15:00
幼児ヨガ講師	9:30~11:30
絵画講師	10:00~12:00
フラッグフットボール兼 アスリートクラス講師	9:30~11:10
教育演劇講師	9:30~11:30
かがく講師	9:30~11:30

* ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

* 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

8. 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとします。

(1) 本園の休業日は、次のとおりとします。

①日曜日

②年末年始（12月29日から1月3日）

③国民の祝日、国民の休日

④慰霊の日

(2) 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行いません。

①夏季休業 7月21日から8月31日まで

②冬季休業 12月26日から1月5日まで

③春季休業 3月21日から4月5日まで

④土曜日

⑤入園式や卒園式等、園の行事がある場合、その行事を教育・保育とみなします。

(4) 以下の期間及び日においては、2号及び3号認定子どもに対する教育保育の提供は原則として行いません。

冬季休業 12月29日から1月3日まで

(5) 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、休業日に教育・保育を行うことがあります。

(6) 非常変災その他園長が必要と認め得た場合は、臨時に教育・保育を行わないことがあります。

9. 保育を提供する時間及び利用時間は次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（2号・3号認定子ども）

7：00～18：00までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。（11時間）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（2号・3号認定子ども）

8：30～16：30までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とします。（8時間）

* 8時30分から16時30分までの範囲外の時間帯において、やむをえない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分、16時30分から18時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。時間外保育の利用にあたっては、別途利用者負担金が必要となります。

(3) 教育標準時間認定（1号認定子ども）

8：30～14：00までを標準時間とします。（5.5時間）

* 8時30分から14時00分までの範囲外の時間帯において、やむをえない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分、14時00分から18時00分までの範囲内で、

時間外保育を提供いたします。時間外保育の利用にあたっては、別途利用者負担金が必要となります。

(4) 延長保育

本園が定める教育・保育時間以外において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、18時から19時までの範囲内で延長保育を提供します。

(5) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定、教育標準時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時00分となっております。都合によりやむをえない場合を除き、9時00分までに登園してください。

10. 提供する保育等の内容

幼保連携型認定こども園教育保育要領を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記9に記載する時間において、以下のとおりの内容で特定教育・保育を提供します。

英会話：外国人教師によるネイティブの英語を学ぶことで国際感覚を養う

音感教育：ミュージックステップ教材を用いて音楽の基礎を学び集中力や絶対音感を育て情緒豊かな感性を育てる。

言語教育：石井ドーマン方式で読書力、暗誦力、語彙力を養い、本好きな子どもを育てる。
プリント教材を使用しながら表現力、理解力、文章力を身につける。

知能教育：チューターシステムを使い、図形の問題を中心にものの考え方の基礎を学び知的能力を育む

フラッグフットボール：ルールを守り共に体を動かす楽しさを味わうことで、協調性を育む。

アスリートクラス：自ら健康で安全な生活を作り出す力を育む。

ヨガ：ヨガのポージングを通して身体の柔軟性を高め、心身を解放し集中力を高める。

絵画：様々な画材道具を使い、年齢に合わせた表現力を育む。

教育演劇：発声練習、グループワーク、アクロバット表現、演劇作品制作等を通して、コミュニケーション力、自己表現力を養い、情操豊かに社会性、協調性を育む。

かがく遊び：楽しい科学実験を通して考える力を育み、探究心・感受性・想像力を養います。

(2) 食事の提供

幼児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時10分頃	10時30分頃	15時頃	
1歳児	9時10分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時15分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	

4・5歳児		12時頃	15時頃	
-------	--	------	------	--

*献立表は毎月コドモンアプリでお知らせします。

*食物アレルギーなど、体質に合わない食材があればご相談下さい。

*2歳児の午前間食は9月からミルクのみ、1月からの提供はございません。

1 1. 利用料金

(1) 入園準備金

入園決定後に、別紙2に掲げる入園準備金をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費にかかる利用者負担金等

別紙2に掲げる特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用と実費に係る利用者負担額をお支払いいただきます。

また、給食費、おやつ費、預かり保育料、延長保育料を別紙2の通り利用日数分お支払いいただきます。

(3) 3号認定園児の保育料は、支給認定保護者の居住する市町村が定める利用者負担額(利用料)をお支払いいただきます。

※お支払い方法は、毎月口座振替にてお支払いいただきます。

※振替手数料が88円となります。

※その他、写真代、衣装クリーニング代などは現金でお支払いいただきます。

1 2. 利用の開始に関する事項

(1) 本園に入園するときは、本園が定める所定の手続きを要します。

(2) 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、本園の教育・保育方針を理解する者、また、在園児の兄弟、卒園児の子らを園内で選考し園長が入園を決定します。

(3) 2号及び3号認定子どもについては、中城村による利用調整を経るものとします。

(4) 本園は、市町村が行うあっせん、調整及び要請にできる限り協力するものとします。

(5) 利用開始にあたっては、あらかじめ利用者の申込みを行った保護者に対し、本規程の概要、職員の勤務態勢、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとします。

1 3. 利用の終了に関する事項

以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき。

(2) 2号及び3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(3) 3ヶ月以上、徴収料の滞納がある場合、施設からの相当期間を定めた勧告にも関わらずこれが支払われない場合。

(4) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

※本園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与します。

1 4. 嘱託医

本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて、年2回の内科健診、歯科検診、尿・蟻虫検査を実施します。

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ちばなクリニック
嘱託医	小坂 真子
所在地	沖縄市知花6丁目25番15号
電話番号	098-939-1301

(2) 歯科医

医療機関の名称	みやびデンタルクリニック
嘱託医	下地 雅一
所在地	浦添市経塚745-7
電話番号	098-878-4181

1 5. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者の指定する緊急連絡表に記載する医療機関及び緊急連絡先等へ連絡を行います。

1 6. 虐待防止のための措置

本園は、園児の人権擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

1 7. 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に対する窓口を下記の通り設置しています。

当園ご相談窓口	・窓口担当者 主幹保育教諭 伊禮 真梨 ・ご利用時間 9:00~16:30 ・電話番号 098-943-7618 F A X 098-943-7620 *担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。
第三者委員	株式会社盛楽サービス 代表取締役社長 伊野波 盛人 公益財団法人 日本習字 照屋 結子

1 8. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、災害マニュアルにより対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防火設備	・自動火災報知器 有 ・ガス漏れ報知器 有

	<ul style="list-style-type: none"> ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他 カーテン、敷物、建具等の防火処理 有 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

19. 災害共済給付制度

当園では、園児の保険について『独立行政法人日本スポーツ振興センター』と契約を締結しています。幼稚園管理下において園児が事故にあった場合、その治療費の給付を保護者に対して行う制度です。

幼稚園管理下の範囲

①登降園中	通常の経路及び方法により通園する場合
②保育中	教育課程時間の他、園庭遊び、課外クラス活動中等
③こども園行事参加中	運動会、遠足等園外での活動を含む

※詳細は、学校安全 Web ホームページ：<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/> をご確認下さい。

20. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は駐車場を含め全て禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

21. 家庭との連携について

- ①家庭の状況に変更があった場合は速やかに園事務所までお知らせください。
※住所(転居)・勤務先(勤務時間等)・電話番号・緊急連絡先・家族構成等
- ②迎えの方が通常と変わる場合は園までご連絡ください。
- ③個人情報保持のため、園児や園内の写真等の SNS 等への掲載禁止

22. その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途本園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。